

### 第3章 中国の産業政策のあり方

中国経済の先行きに関する楽観論と悲観論が飛び交うなかで、OECD（2005）は「制度改革と市場開放が経済成長を刺激し、これまでの20年間の年平均経済成長率は9.5%に達し、当面高成長が続く」と総括している。オーソドックスな経済理論に基づく考察では、貯蓄→投資→経済成長のサイクルが中国経済成長の基本形と描かれているが、OECDは経済成長が家計部門の所得増につながり、貧困率を低下させ、そのうえでWTO加盟をきっかけに中国経済が急速に世界経済に統合されると指摘している。OECDの見方は基本的に中国経済と「改革・開放」政策の光の部分に焦点を当てたものとして正しい指摘であると思われる。

一方、中国経済の影の部分に焦点を当てると、エネルギー効率が悪化し、環境破壊も急速に進展している（Lawrence Berkeley National Laboratory）。クルーグマン教授は1997年に起きたアジア通貨危機の以前から、要素投入型の経済成長は持続不可能と指摘している。要素投入型の投資主導の経済成長は、経済の効率化が伴わないため、いずれ息切れするといわれている。中国は1998年ごろから「粗放型」の経済成長から「集約型」の経済成長への転換を基本方針として打ち出している。方向性としては正しいが、その後の動きをみると、集約型経済成長への転換は実現されていない。

原因はどこにあるのだろうか。国有企業を中心とする市場プレーヤーの経営をみると、資源を節約するインセンティブが強く働かないことが原因になっているようだ。まず、資源の価格は国家発展改革委員会によって厳しくコントロールされ、価格メカニズムが働かない。また、資源の市場（石油、天然ガス、鉄鋼など）をみると、大型国有企業によって寡占・独占されているため、競争原理が導入されていない。要するに、産業連関のうち、川下はすでに市場経済化しているのに対して、川上は計画経済が続いている。

しかし、産業の効率化と省エネを促進しないと、13億人を抱える中国の経済成長は持続不可能である。環境問題を取り上げてみても、経済学でいわれる逆U字型クズネツ曲線<sup>4</sup>は中国には適用できないと思われる。その理由の一つは13億人というとてつもない人口の多さである。もう一つの理由は所得格差（2005年のジニ係数は0.5）の拡大である。したがって、今後の経済成長は環境に配慮しながら、経済規模の拡大と所得増を図らなけれ

<sup>4</sup> 逆U字型クズネツ曲線とは、経済成長の初期段階において経済成長とともに、環境汚染が次第にひどくなり、ある程度経済成長を成し遂げると、環境が徐々に改善に向かうという仮説である。所得格差と経済成長についても同じ仮説が適用される。

ばならない。

中国政府は 2006 年からスタートする新 5 年計画をきっかけに、産業構造の転換を図るべく、新しい産業政策を公布し、省エネ、経済効率の向上、環境への配慮、産業の国際競争力の強化など明確なビジョンが打ち出している。本章では、産業構造の問題と今後の展望について分析する。

## 第 1 節 国有企業改革と産業構造の高度化

国有企業改革は実に紆余曲折を経ながら進められている。そもそも国有企業は社会主義中国の経済の大黒柱だった。それを維持するというのは、社会主義体制を守る上で極めて重要なことである。したがって、長年中国で国有企業の民営化はタブーだった。国有企業改革はあくまでもその内部の機能調整に限定し、経営改善のために経営責任を明らかにしインセンティブを付与する程度だった。

問題は経済の自由化が進展することによって国有企業を取り巻く環境が変化し、市場競争への適応が求められている。政府行政に縛られている国有企業体制の下では自由な市場競争に勝てない。とはいえそれを自由化し、すなわち、完全に民営化するということもできない。なぜならば、「改革・開放」政策の前提条件は社会主義体制と共産党一党支配の政治体制を維持するためである。結果的に、経済の自由化と市場競争に背中を押されながら、国有企業に対する管理・束縛が徐々に緩和されるようになったのである。

第 1 に、行政による国有企業の生産活動の関与は大幅に自由化されている。国有企業が何を生産し、どのように販売するといった日常的な経営についてはほぼ完全に企業経営陣に任されている。かつてのような経営計画を政府行政に申請し許認可を受ける必要はなくなった。

第 2 に、財やサービスの価格統制も大幅に緩和された。国家発展改革委員会の発表によれば、中央政府によって価格が統制されている財やサービスはわずか 13 種類しかない。95.3%の価格は完全に自由化されている。

第 3 に、国有企業と政府行政との関係については利潤上納から納税制に変わった。企業所得税（法人税）を収めた後の内部留保について、どのように処分するかは、ほぼ国有企業の自由裁量によって決めることができ、政府はそれに直接関与することはあまりない。

ただし、政府は依然として国有企業に対して強い影響力と権限を持っている。まず、人事権の行使である。国有企業の経営者の選任について株主としての国家は絶対的な影響力

を有する。国の方針に反する国有企業の経営者について政府は人事権の行使によって経営者を交替することがある。最近の事例を挙げれば、テレビ王と自負する四川省の長虹テレビは、テレビの価格破壊を仕掛け、大量に売れたが、近年市場競争の激化により経営難に陥り、その上政府の意見を聞き入れないことで、社長が交替させられた。つまり、国有企業の経営者は市場競争に直面しながら、常に所管部門である行政に協力的でなければならない。

また、国有企業の投資はその規模によって政府行政の許認可を受けることが必要である。企業の生産・投資活動は建前では企業の自由裁量で決まることになっているが、実際は、政府行政は企業の投資規模によってそれをコントロールすることができる。むしろ、実際の運用状況をみると、企業は政府のコントロールを避けるために、一つのプロジェクトをいくつかに分けて申請するなどの対策を講じている。こうした「上に政策あり、下に対策あり」の現状は国有企業に対するコントロールが継続しながらも、その効果は必ずしも上がっていない。結局、政府の方針にそのまま従う企業が存続することになり、対策を講じてすり抜ける企業のほうが得するということになる。

現状の政府による国有企業に対する管理が続くなかでは、往々にして効果は上がらないものである。市場経済化改革の大名義の下で、実際は企業経営と市場秩序が益々混乱する傾向が強まっている。第1に、企業の所有制を明確にしなければならないのだが、国有企業民営化に関する明確な制度設計が行われていないため、国有企業の所有権、経営権、監督権など経営の健全化を維持する重要な枠組みが構築されていない。第2に、市場取引が日増しに自由化されているなかで、国有企業は激化する市場競争に直面している。第3に、国有企業の内部管理は「会社法」に基づいて行われているというよりも、政府行政の決定に従うことが優先されている。言い換えれば、マクロ経済環境が徐々に市場経済化している中で、国有企業の経営は依然として政府行政に依存している。

最近の報告や報道などで国有企業の経営が幾分改善されているといわれている。その背景は以下のとおりである。まず、1998年以前において許されていなかった余剰人員のリストラはそれ以降本格化した結果、人件費の削減はもっとも経営改善に貢献している。また、政府は国有企業を保護するために、業種によっては市場の独占を認め、それによって独占利益が得られた。1998年以降の改革の基本方針では公共性の強い業種について国有制を維持するが、競争的な業種については自由化していくといわれている。要するに、国有企業によって独占されている石油化学や通信・運輸といった絶対優位を誇る業種について、国

有企業の独占・寡占が引き続き維持されている。その他の衣料品、白物家電、雑貨、小売など競争の激しい業種については、国有制に拘らない。

#### 年表 国有企業改革の変遷

建国後、国有企業に対する縦割り管理の実施
1953年 中央帰属国有企業 2,800 社
1957年 中央帰属国有企業 9,300 社
1959年 「大躍進」以降、国有企業に対する中央政府の集中管理強化
1961年 1月 「行政管理体制の調整に関する若干の暫定規定」公布・施行、
1961年 9月 中央政府による国有企業の一元管理の強化
1970年 2月 中央帰属国有企業の地方への「下放」（権限委譲）
1970年 3月 「工業交通各部首省直属企業の下放に関する通知」（国務院）
1980年初期 国有企業への生産請負責任制の導入
1983年 第1回目の「利改税」（利潤上納の納税制への変更）
1984年 第2回目の「利改税」
1988年 国家国有資産管理局設立（国務院）
1989年 2月 国有経済体制改革委員会など、
「小型国有企業の財産権売却に関する暫定規定」公布・施行
1992年 1月 「改革・開放」加速を呼びかけるトウ小平の「南方講話」
1993年 11月 「社会主義市場経済体制建設に関する若干問題の決定」
1993年 上海市と深セン市における国有資産管理体制の実験開始
1994年 7月 「公司法」（会社法）の公布・施行
1996年 共産党第14回代表大会第4期全体会議開催—「摺大放小」 <sup>5</sup> 政策の公式路線化
1998年 2月 国家経済貿易委員会、「小型国有企業の売却風潮抑制問題に関する通達」
1998年 国有資産管理局撤廃、財政部の管理下へ
「政企分離」の開始、企業の監督管理は国家経済貿易委員会の管理下
9月 共産党第15回中央委員会第4期全体会議開催
→「国有経済の戦略的調整」 <sup>6</sup> 路線の再確認

<sup>5</sup> 大型国有企業の国有制を維持すると同時に、小さな国有企業を自由化、すなわち、実質的に民営化していくということである。

<sup>6</sup> 国有企業の「戦略的調整」は、それまで国有企業の公有制を死守する政策の転換を意味し、原則として競争的な産業分野については、非国有企業の参入を積極的に求め、マクロ的に国有企業のウェイトを引き

→中小国有企業民営化の本格化・対象範囲拡大

- 1999年12月 「公司法」の改正
- 2001年2月 国家経済貿易委員会の9つの企業管理局の撤廃
- 6月 「国有株の売却により社会保障金を調達することに関する暫定管理規定」  
(国務院) 株式公開企業の国有株の段階的売却へ
- 2002年11月 共産党大会で国有資産の所有と管理体制改革
- 2003年3月 国家経済貿易委員会撤廃、国有資産監督管理委員会設立、  
省と市にも国有資産管理機構設立
- 2004年2月 大型国有企業の非流通株の公開
- 2005年10月 中央政府帰属の国有企業は169社に
- 2005年12月 経営不振の国有企業は08年に市場から退出 (国有資産管理委員会首脳)

## 第2節 重工業からサービス業への政策重点のシフト

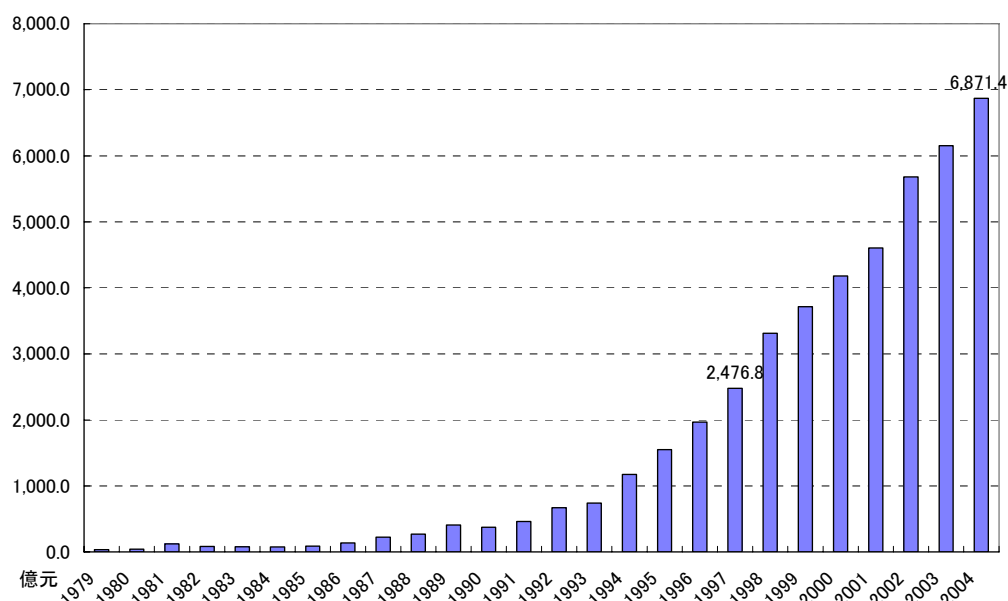
中国経済は1997年のアジア通貨危機以降のデフレ脱却のために、積極的な拡大財政政策を実施してきた。そのために、政府の債務残高(国内債務+対外債務)は1997年の2,477億元から2004年の6,871億元へと急増した(図3-1参照)。政府は景気刺激のために、財政支出を増やし、公共投資を増額させてきた。公共投資の投入は高速道路、鉄道、橋梁、発電所などのインフラ基盤の整備に集中しているが、それを受けて鉄鋼や石油化学などの重厚長大産業は好景気を迎えた。

中国政府にとってアジア通貨危機以降の外需不足と国内消費の伸び悩みに対処する方法は、公共投資の拡大しかなかったのかもしれない。しかし問題は、川上の重工業の生産能力の強化は一時的に経済成長を促進することはできるが、中長期的に考えれば、消費の伸び悩みによりむしろデフレ経済を長期化させる恐れがあることである。こうした動きを懸念して、国務院発展研究センター呉敬蓮研究員を中心として、中国国内で影響力のあるエコノミストは政府の重工業重視の政策を批判し、積極的な拡大財政政策の転換を訴えた。

---

下げることになる。具体的な調整は産業政策を通じて実施するとされているが、中小国有企業の民営化を拡大する狙いもある。

図 3-1 中国における債務残高（国内債務＋対外債務）の推移（1979～2004年）



(資料) 中国財政部

そもそも粗放型の経済成長から集約型の経済成長への転換が1998年頃に打ち出されたが、実際の状況を見ると、ほとんど改善はみられない。政府が行っているのは、重厚長大の産業への資源配分を優先的に実施することだが、これらの産業はほとんど国有企業によって支配され、規模拡大に向けた動きが加速している反面、効率化に向けて努力するインセンティブが働かない。

2003年に胡錦濤・温家宝政権になってから情報通信（IT）革命もあってデフレの懸念はほとんど払拭された。それでも重厚長大の産業を重視する政策の転換はみられない。ここ数年、国債発行は減少に転じているが、それでも600億ドルの規模が維持されている。また、国有銀行は国民貯蓄の8割を集め、国有企業に信用創造を行っている。国有銀行の金融仲介をみると、リスク管理が強化されるなかで、中小企業や民营企业への信用創造を拒み、国有の鉄鋼メーカーや石油会社といった重点的な大手企業への信用創造を積極的に行っている。結果的に、中小企業が育たず、流動性が潤沢な大手国有企業に過剰流動性が集中している。こうした背景において、これらの大手国有企業は経営の効率化に向けた努力を考えるよりも、規模の拡大を優先的に図ろうとする。

現在、見た目では経済の高成長が続いているが、経済成長の質は良くない。新5カ年計画によれば、2010年のエネルギー効率を2005年比で20%改善するという目標が掲げられている（1ポイントの経済成長のエネルギー消費量を今後5年間で20%節約しなければ

ならない)。この目標を実現するために、エネルギー消費と資源消費のもっとも多い大手国有企業を手術することから始めなければならない。

ここでいくつか論点があるが、それを整理しておかなければならない。

第1に、生産性と規模の関係である。そもそも企業の経営を取り巻く環境によっては、生産性と規模を対立させてはならない。経営基盤が拡大すれば、スケールメリットを享受することができる。石油化学（南北二つの集団）、自動車（第1自動車、第2自動車、上海自動車）、鉄鋼（首都鉄鋼と唐山鉄鋼の合併）、航空（国際航空、東方航空、南方航空）など中国にとっての重点産業の吸収・合併はすでに始まっている。問題は、これらの企業集団の結成が市場の力によるものではなく、政府の力と意向が強く働いているということにある。要するに、政府の力で吸収合併が実現されても、経営の効率化は必ずしも実現できないのである。

第2に、労働生産性と設備稼働率の向上である。マクロ的にもミクロ的にも中国経済と中国企業の労働生産性は大きく改善されている。固定資本形成の伸び率は20~30%に達しているため、資本装備率（ $K/L$ ）は1986~1992年の0.83から1993~1999年の3.21、さらに2000~2004年の6.08に拡大した。それを受けて、労働生産性も大きく改善している（1986~1992年2.89→2000~2004年14.77）。このようにマクロ的な労働生産性の向上は労働者一人当たりの資本財の量の増加により、設備投資が大きく寄与していると思われる。またミクロ的にみて、1998年以降国有企業の余剰労働力のリストラにより企業レベルにおいて労働生産性は大きく改善されている。しかし、設備の稼働率は必ずしも改善されていない。1997年以降のデフレ経済の進行と近年の過剰生産能力の問題により、白物家電や中小の一般機械メーカーの業績悪化が目立っている。テレビメーカーの四川长虹は業績の悪化により、経営トップが交替させられた。深セン TCL はフランスのトムソンとの提携に成功したが、その後業績は必ずしも良くない。

第3に、エネルギー効率と環境への配慮である。中国では炭鉱の爆発事故が多発しているのに加え、最近はさらに石油化学工場の爆発などの事故により環境汚染は一段と深刻化している。産業用電力消費が増加するなかで、原油の輸入依存度は40%を超えている。エネルギー消費増と環境汚染は経済成長の産物として表裏一体の問題といえる。国家環境保護局の調査によると、石油化学プラント（エチレンなど）の90%は河川に近いところに建設され、そのうち、半分は飲料水用のダムや水庫などの水源に近いところに位置する。石化プラントはたとえ爆発しなくても、ベンゼンなどの有害物質が含まれる化学薬品がパイ

プの亀裂などにより地面に漏れ、地下水を汚染するケースが多発しているといわれる。

トータルして考えれば、中国が経済成長を維持するには、単に重工業の発展を振興するだけでは、もはやいろいろな問題の解決にはならない。ここで重要なのは、重厚長大産業の発展の一部をサービス業の発展にシフトしていかなければならないことである。

### 第3節 知的財産権立国の政策トレンド

中国に投資する外国企業から、もっとも苦情の多い問題として特許などの知的財産権が侵害されていることがあげられる。たとえば、日本の二輪メーカーの原付バイクがコピーされ、裁判になったことは有名である。また商標権の侵害例として、HONDAを真似してHONGDAのオートバイが売られ、その一部はインドネシアやベトナムなど海外にまで輸出されている。また、北京のシリコンバレーといわれる中関村の電気街に行けば、マイクロソフトのオフィスシリーズは10円で売られている。明らかにコピー商品である。現地の行政担当者はコピー商品のお蔭で、マイクロソフトのOSは中国で急速に普及していると発言し、コピー商品を標榜するようにも聞こえる。

日本政府は中国における知的財産権の侵害を食い止めるために、中国政府に知的財産権保護の強化を申し入れたりするなど、あの手この手を尽くしているが、効果のほどは明らかではない。日本貿易振興会（JETRO）は北京に知的財産権部を設置し、知的財産権情報を発信するなど、日本企業に呼びかけている。ここでは、中国における知的財産権保護の動向を考察し、その対策を検討する。

一般に、知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種類の工業所有権に、著作権、トレードシークレット、ノウハウなどを加えたものの総称である。俗に企業秘密といわれる知的財産権はグローバル化の時代において、ITの技術によりその技術やノウハウをデジタルに解析され、容易に模倣されるようになってきている。すなわち、新規の技術を開発するために要する資源と既存の技術を解析し模倣するエネルギーを比べれば、後者のほうが簡単にできる。

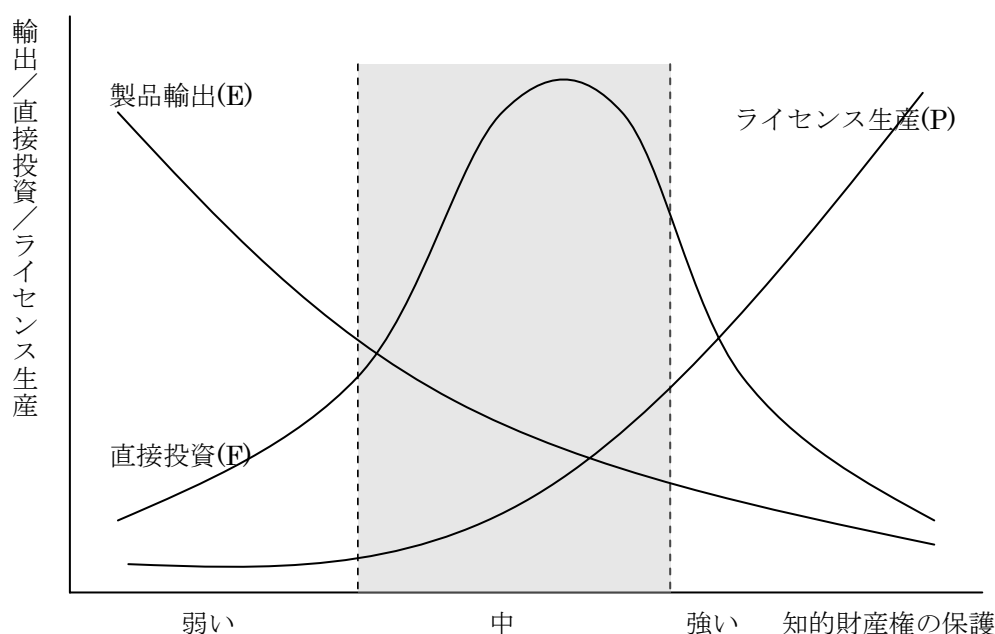
本来ならば、技術移転を受ける者として、その技術を開発するコストの一部を負担しなければならない。さもなければ技術を開発するインセンティブは働かず、技術の進歩を頓挫させる恐れがある。一方、中国のような発展途上国の立場に立って考えれば、経済のキャッチアップを実現するために、なるべく少ないコストで技術のレベルアップを図りたい。こうした技術やノウハウなどの知的財産権を巡る考え方の違いは、経済のグローバル化が



乗り越えなければならない重要な課題なのである。

かつて江沢民前国家主席がアメリカに訪問したとき、米国人記者に中国における知的財産権の侵害について質問されたことがある。これについて、江沢民前国家主席は「古代中国において羅針盤、活版印刷術、製紙と火薬という4大発明がなされたが、欧米諸国はそれを利用するにあたり著作権料を払ったのか」と聞き返した。近代的市場経済の基本的なルールに則った答弁ではないが、途上国の立場を代弁したものとしてまったく無意味な答えではなかったように思われる。知的財産権の現状において、次のように整理する。

図 3-2 途上国の外資受入政策と知的財産権保護の関連性



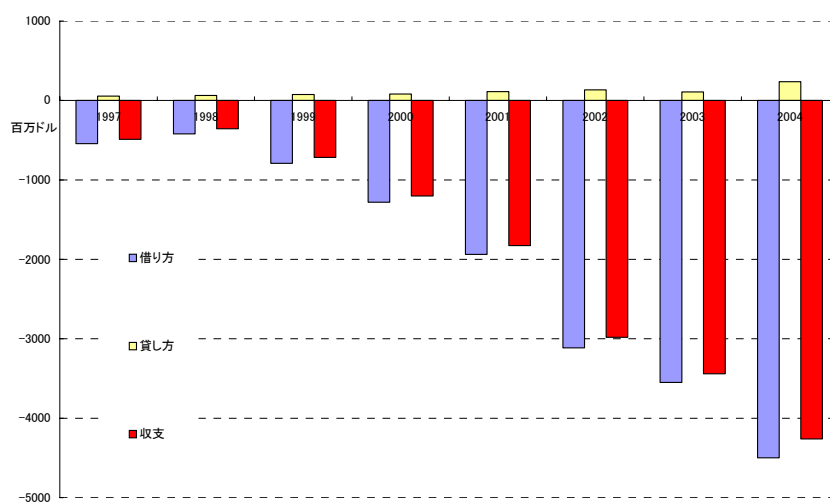
第1に、著作権などの知的財産権の保護は一定のルールのもとで行われる。多くの途上国においてはこうしたルールすらない状況にある。第2に、知的財産権を保護するのは無期限ではなく、時効になれば人類の共通財産となる。第3に、著作権などの知的財産権の所有権を明確にしなければならない。その帰属性が曖昧な場合、保護されない。第4に、知的財産権の価値判断は国によって異なり、一律に定めることが難しいことも事実である。さらに、経済発展段階や国によって、知的財産権保護に関する熱心さは異なる。知的財産を多く所有する先進国からすれば、きちんと保護されるべきであると主張するのに対して、途上国は経済成長を促進するのに精一杯であるため、ある程度まで知的財産権の侵害について目をつぶることが多い。

そもそも発展途上国にとって経済のキャッチアップを図るために、外国直接投資を受け

入れ、技術やノウハウを習得することは手っ取り早い。一般的に、知的財産権が保護されない国に対して、外国の企業が直接投資を行うと、製品がコピーされるなど知的財産権が侵害される可能性が高い。したがって、外国企業は直接投資( $F$ )を抑え、製品を輸出( $E$ )することを選好する(図3-2参照)。その後、知的財産権の保護が改善されるにつれ、外国企業は輸出に代わり、直接投資を増やしていく。さらに、グローバルスタンダードから見て、知的財産権の保護が促進されれば、外国企業は自ら直接投資を行うことよりも、地場企業へのライセンス生産( $P$ )を進めるようになると考えられる。

途上国の立場に立って考えれば、経済のキャッチアップにあたり、外貨不足と貯蓄不足を補うために、製品輸入の拡大やライセンス生産よりも、直接投資の受け入れの方がメリットが大きい。このような議論に立脚して考えれば、途上国は外国直接投資を受け入れるために、ある程度知的財産権の保護に努力することが必要であるが、「保護し過ぎない」ようにインセンティブが働くのである(中国社会科学院)。むしろ、外国企業からすれば、知的財産権が完全に保護されなければ、途上国への技術移転などはできない。

図3-3 国際収支ベースのロイヤリティ収支



資料：SAFE

2001年12月、中国は念願の世界貿易機関(WTO)加盟を果たし、より一層の市場開放を内外に対して約束した。それを受けて、中国の「改革・開放」政策が計画経済に逆戻りしないことが確信され、外国企業による対中直接投資が急増している。現在、中国は世界で外国直接投資を受け入れる最大の国であり、世界の工場及び世界の市場として、世界経済を牽引していくエンジンの役割を果たすことが期待されている。

その中で、外国企業は中国への直接投資に当たり、自らの知的財産権を保護するために、

特許を申請するなどの法的手段を講じるようになってきている。中国政府が公表している統計によれば、中国における外国企業の特許申請は急増し、発明特許申請の80%は外国企業によるもので、特許申請が認められた案件の62%、さらにハイテク案件の70%は外国企業によるものである。ちなみに、2005年の上半期、外国企業の特許申請は4万5,959件のぼり、前年同期比31%も増加した。

外国企業の間で知的財産権が侵害されるといった苦情は後を絶たない。それを巡る裁判も急増している。しかし、一般的に裁判に持ち込まれる案件は大企業の知的財産権の侵害に関するものがほとんどである。中小企業の多くは裁判に持ち込むほど経済的余裕がなく、泣き寝入りするケースが多い。

では、どうしてここに来て外国企業の特許申請が急増しているのだろうか。

それは、中国がWTO加盟をきっかけに、知的財産権の保護をグローバルスタンダードに則って実施せざるを得なくなっているからである。中国政府も知的財産権を保護するために、関連の法整備や行政改革を進めている。法の執行力は依然として不十分ではあるが、今後知的財産権の保護が強化されることを考えて、外資は現在のうちに特許を申請し、それが侵害されたら、裁判に持ち込む準備を行っているのである。

長期的に考えれば、中国は世界経済に統合される過程において、世界の市場の役割を果たしていくうえで、世界標準に則って知的財産権を保護しなければならない。実は一般的なイメージとは違って、中国のロイヤリティ（特許などの知的財産権使用料）収支をみると、近年その赤字（対外支払超過）は急速に拡大している（図3-3参照）。すなわち、外国企業の特許や著作権を使用するに当たり、中国は多額のロイヤリティをすでに支払っているのである。

むしろ、現在の中国では知的財産権侵害の事件が依然多発している。中央政府としての取り締まりの姿勢は確固たるものだが、地方政府レベルでは取り締まりは必ずしも十分ではない。とくに一部の地方では外国企業の著作権をコピーし模倣品を製造することは地方産業の柱になっているため、取り締まりを徹底することは言葉で言うほど簡単ではない。

現状においてもっとも厳しく取り締まられるのは、品質が不合格な食品類の偽物である。海外の有名ブランドを似せた粉ミルクや国内の人気ブランドを模倣した味噌などは、栄養成分が規制値を満たしていないため、健康を害し人命にかかわる問題でもあり、政府としては断固として取り締まる姿勢を見せている。

一方、日本ブランドの二輪車を模倣した偽物のようなケースについては、ある程度取り

締めを行っているが、買い手の消費者が騙されているというよりも、承知のうえ購入している場合が多い。したがって、こういった偽物の取り締まりは地方政府レベルで見てもぬふりをするケースが少ない。

表 3-1 中国で特許申請の外国企業上位 15 社

	親会社	件数	在中国 R&D センター
1	松下電器	1,401	松下電器（北京・蘇州）研究開発有限公司
2	フィリップス電気	926	フィリップス（蘇州）研究中心
3	サムソン電子	699	サムソン（中国）研究中心
4	ソニー	563	ソニー（中国）研究開発中心
5	エリクソン	544	エリクソン中国学院及び上海科学研究開発中心
6	LG 電子	500	LG 電子（中国）研究開発中心
7	三菱電機	461	三菱電機与中国科学院軟件研究所
8	P&G	411	宝潔公司・清華大学研究中心
9	本田技研	395	N.A.
10	日立製作所	363	日立（中国）有限公司研究開発中心
11	IBM	359	IBM（中国）研究中心
12	NEC	345	日電（中国）有限公司及網絡軟件研究開発中心
13	精工エプソン	330	N.A.
14	三洋電機	324	N.A.
15	富士通	288	富士通（中国）研究開発中心

（資料）中国社会科学院「中国外商投資報告 2003-2004」（中国社会科学出版社）

さらに、世界の有名ブランドのシャツやカバンなどの偽物は買い手の多くが外国人観光客であるため、中国政府としては取り締まらないという訳ではないが、需要と供給を考えて、取り締まりを徹底していないのが現実であろう。

そのほかに、コンピューターソフトやゲームソフトなどのコピー商品が横行している。これらのソフトの著作権侵害について取り締まりが強化されれば、すぐに地下に潜り込むなど手口はかなり巧妙である。その解決法は中国政府による取り締まりの強化に加え、製造元による暗号化など自己防衛策の強化も欠かせない。

これまで北京などの大都市に行けば、世界の有名ブランドのシャツやカバン、ネクタイ

など模倣品を売っている「秀水市場」というマーケットがあった。北京オリンピックを迎える関係上、この市場は整理整頓され、国産のシルク用品などを販売する土産店に変身させられた。中国は自らの国際的なイメージの向上を図るために、知的財産権を侵害した模倣品の販売を従来通り放置するわけにはいかない。

中国市場が一層開放されるなかで、外国企業による対中投資の姿勢は大きく変わっている。欧米仕様の製品規格を中国に持ち込み、安い労働力を利用し生産した商品を欧米に再輸出する従来の投資モデルに加え、中国の消費者の嗜好にあわせた製品作りが行われるようになってきている。そのために、中国での研究開発体制の強化は不可欠になった。

従来、日系企業を含め、外国企業は中国での研究開発に消極的だった。製品の多くを海外に輸出するため、現地での研究開発は必要なかった。また、輸出用の商品の一部は中国国内で販売されているが、その背景には先進国で売れるものは、途上国の中国でも売れるといった安易な考え方があった。何よりも中国での研究開発が軽視された背景に、外国企業（グループ）全体の売り上げ中、中国での売り上げが占めるシェアは5%以上にならないため、全体の投資戦略における中国ビジネスの存在はそれほど重要ではなかった。

2001年の中国のWTO加盟以降、中国経済が10%に近い成長を続けているなかで、外国企業の対中投資は中国市場で販売するいわゆる「現地型」のものに変わりつつある。こうした新しい状況において、多国籍企業の多くは中国での研究開発体制を強化している。表3-1に示したように、外国企業の中には中国において研究開発センター（R&Dセンター）を創設している企業もあり、最も多くの特許を申請している多国籍企業のトップ15社のうち、9社は日本企業である。従来、日本企業が技術移転に消極的だったと批判されている一般的な見解は、こうした事実からすれば、必ずしも正しい見方とはいえない。

かつて、日本企業の対中投資の多くは製品を再輸出するための生産拠点を確保するためのものであり、研究・開発の現地化を実施する必要はなかった。しかし、これからは製品を中国市場で売っていくために研究・開発の現地化がより重要になる。表3-1から確認できるように、こうした動きはすでに本格化しているのである。

ここで、とくに注目したいのは外資系企業が現地でR&Dセンターを立ち上げ、その研究成果を守るために、特許登録を申請していることである。その中で一つの傾向として電気機械産業の特許申請が圧倒的に大きなウェイトを占めている。なぜならば、地場の電気機械企業のキャッチアップは予想よりも速く、外国企業にとって脅威となっているためである。また、こうした技術は開発するには時間がかかるが、模倣するのは比較的簡単にて

きるためである。

日本企業はこれまでのところ独自の技術に加え、生産体制の合理化とコスト削減の徹底において比較優位を誇っている。中国では、メイド・イン・ジャパンのブランド力は日本人の想像以上に強く、日本に観光に来る中国人旅行者は一人当たり平均で5台ものデジタルカメラを買って帰るといわれている。同じものは中国でも売っているが、わざわざ日本に来て買う理由は、中国で売っているメイド・イン・ジャパンの製品は中国で組み立てられたものであるため、信頼されないという皮肉なことにある。日本製品に対する中国人の崇拜がここまで高まるとはほとんどの日本人は想像もできないだろう。

したがって、日本企業にとって日本の知的財産権を守るのは重要なことだが、同時に、日本のブランド力をキープしていくことも真剣に考えなければならない。日本企業の製品力はその品質の高さにあり、中国ではすでに人々に浸透している。他方、就職先として欧米企業に比べ、日本企業はそれほど人気がないのも事実である。欧米企業の人事評価システムは成果主義を徹底するエレベーターのようなものであるのに対して、「細く・長く」が象徴となる日本の人事評価システムは年功序列でエスカレーターのようなものである。どんなに頑張っても追い越しはほとんど不可能である。日本企業はエリート中国人の間で人気がなく、数年勤めてすぐに欧米企業に転職してしまう。逆に極論を言えば転職できないのはむしろ優秀な人材ではないのだろう。

日系企業の中国人社員の定着率が低い現状において、技術や著作権などの知的財産権は容易に流出する環境にある。したがって、日系企業にとって「敵」は社外で製品をコピーする地場企業ではなく、その人事管理体制の非合理性に起因する技術の流出という内部要因である。

現在、日本では中国への直接投資がこれ以上集中すると、リスクとして大きすぎるといった「中国+1」議論が沸き起こっている。生卵を一つのかごに入れることが危ないのは事実である。しかし、これからも年平均10%近い成長を続ける中国を目の前にして、他の国へ投資を分散することはオプションとして現実的ではない。とくに、中国市場を狙う投資にとってみれば、市場に最も近いロケーションに工場を建て生産するのは経営学の基本である。第三国へ輸出するような従来型の投資については、そのプレーシング（立地）を決めるに当たり、投資環境を客観的に比較することが重要である。しかし総合的に考えれば、一衣帯水といわれるところに、巨大市場が存在するのに、それを無視するわけにはいかない。ここで、重要なのはトータルな戦略を見直し、中国市場のパイを獲得する攻めの

努力ではなかろうか。そのために、知的財産権を守る姿勢も重要だが、それを活かして中国市場を攻略することを優先的に考えなければならないのかもしれない。

#### 第4節 産業政策の問題点

一般的に産業政策とは何か、一見簡単そうで、実は難しい設問である。もっとも無難な答えを出すとすれば、産業の効率化を図るのは産業政策の役割といえる。間違った答えではないが、中身がないのでほとんど意味がない。要するに、どのような経済環境のなかで何をするのかということを確認しなければならない。寺西重郎（2003）は、戦後の日本の産業政策について「第1に、産業政策は農業や中小企業から始まって基幹産業である鉄鋼や電力にまで及ぶ産業全般を包摂する政策であった。第2に、産業政策による競争水準への働きかけが産業連関メカニズムを通じて産業ごとの付加価値に影響し、これと春闘による産業別の標準賃金決定と組み合わせあって、所得分配の決定に大きな効果をもったことを無視できない」と指摘している。

恐らく市場メカニズムに任せれば、比較優位の産業は成長し、比較劣位の産業は大きく後退する。しかし、一国経済を長期的なビジョンで判断すれば、農業のように比較優位を持たない産業も維持していかなければならない。また、中小企業は産業基盤におけるサポーター的な役割が重要ではあるが、市場競争のなかで必ずしも勝ち残れない。このような比較劣位に立たされつつ、なくてはならない産業は政府の保護によって存続させることが産業政策の役割の一つである。

ただし、このような安全保障や産業基盤の健全性を維持するうえで重要と思われるこれらの産業を保護することは、本来比較優位のある産業の発展を妨げないように十分に留意すべきと思われる。ある産業を過保護にすると、必ずといっていいほどほかの産業はマイナスの影響を受けることになる。

そこで、産業政策のもう一つの役割は競争水準の向上にある。これは、輸出競争力という狭い捉え方ではなく、産業全般の質と競争水準の向上が消費者の厚生を拡大させる効果を持つ。戦後の日本において、産業基盤の健全性と産業の競争水準の向上というバランスを維持することに成功したことを指摘しておきたい。

中国は「改革・開放」政策以降、数多くの視察ミッションや研修グループを日本に派遣し、戦後日本の産業政策を勉強してきた。発展改革委員会のなかで産業政策を担当する幹部や各シンクタンクで産業政策を研究する研究者の多くは、日本で産業政策のあり方と役

割を勉強し、中国の経済環境と社会秩序にあわせてデザインし直している。したがって、中国の産業政策を考察する際、まず戦後日本の産業政策を総括し、そこから出発して中国の産業政策のあり方と問題点を分析しなければならない。

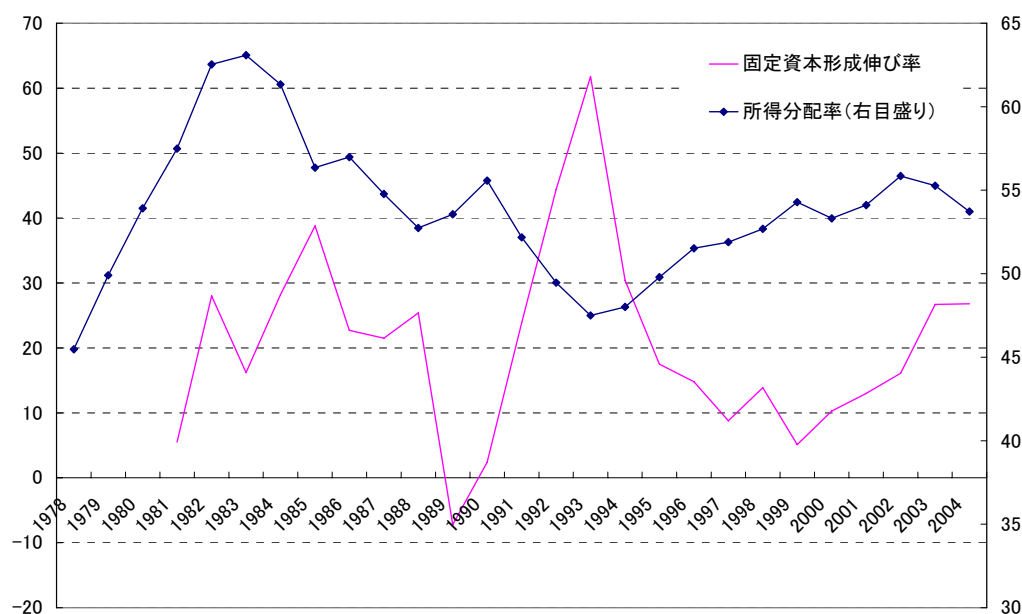
「改革・開放」政策以降、中国政府が直面する産業構造上の問題は、低い産業効率をいかに向上させるかということにある。これには二つの問題点がある。一つは産業構造の問題である。すなわち、農業のウェイトが高すぎるため、産業全体の効率が低く抑えられている。もう一つは主に国有企業の経営難の問題であり、どんぶり勘定といわれる。いわゆる「親方日の丸」のせいで国有企業の経営について効率化のインセンティブは働かない。したがって、「改革・開放」政策初期において、産業政策の中心は、第1に農業のウェイトを下げるのと同時に、農業生産を活性化させる、第2に、国有企業についてその国有制を維持しながら、経営の改善を図るという2点である。結果的に、第1次産業、第2次産業、第3次産業の名目GDP貢献度は大きく変化した。農業のウェイトは1978年の28.1%から2005年の12.4%に低下した。それに対して、第3次産業は1978年の23.7%から2005年の40.3%に拡大した。その間、製造業を中心とする第2次産業のウェイトはほとんど変化しなかった（1978年48.2%→2005年47.3%）。（P29、図2-5参照。）

「改革・開放」政策以来の20数年間、中国经济が成長をし続けてきた背景の一つは第1次産業（農業）から第3次産業（サービス業）への労働力の移動であるといわれている。古典的な二部門経済モデルにおいて生産性の低いセクターから生産性の高いセクターへの経営資源の移動は経済全体の生産性を高めることができるとされている。

しかし、長い間中国政府が経済部門間の経営資源の移動を政策的に促したというよりも、厳格な戸籍管理制度により人口の移動はむしろ制限されてきた。そのなかで人的資本が移動したのは経済の自由化が進むなかで自発的に進展したものである。1980年代、都市部周辺の農村地帯農民が自発的に「郷鎮企業」と呼ばれる中小の製造業を起業し、国有企業から安い価格で下請けを行った。農業を離れた農村の労働者は郷鎮企業に就職し、自宅は農業を引き続き営んでいたが、自らは給与所得者となり、簡単な機械部品などを作るようになった。



図 3-4 固定資本形成伸び率と所得分配率の推移 (1978~2004年、%)



(資料) ADB Key Indicators

中国政府の政策では、農民が都市部に押し寄せることで都市部のソーシャルサービス、すなわち、都市部住民の特権が崩れることを恐れて、農民の都市部への定住を厳しく管理している。しかし沿海地方では、建設業などの工事現場および機械加工業において労働力不足が深刻化し、それを解消するために、農村部から労働力を取り入れなければならない。結果的に、経済成長の早い沿海の都市は出稼ぎ労働者を受け入れるために、「暫定居留証」を発行するようになった。しかし、これによって暫定居留が認められたが、定住を認めただけではない。

政府の政策は、一貫して農業と農村の一部の利益を犠牲にして都市部の経済を保護することである。たとえば、食料がどんなに不足するとしても、食料の価格上昇は認められない。逆に、豊作の年に食料価格が低下することにより、農民は豊作貧乏を余儀なくされる。したがって、中国で農民の所得は経済成長とは裏腹にそれほど増えない構造になっている。都市部の住民も食品関連の支出が増えないため、農民の所得の伸びは早くない。こうした政策を実施する狙いは、所得分配率を押さえ、資本分配率を高めることによって経済のキャッチアップを急ぐことにある。日本の所得分配率は76%といわれるが<sup>7</sup>、中国の所得分配率は55%程度に抑制されている(図3-4参照)。所得分配率を抑制する狙いは投資を促

<sup>7</sup> 内閣府の調査による。

進し、それによって経済成長を促すことにある。この点は中国经济が過去30年近く成長を続けてきた背景の一つといえる。

そして、産業構造全体のビジョンとして製造業の発展に重点を置きながら、鉄鋼や石油化学といった重厚長大産業の発展を促してきた。ここで、中国の産業構造の特徴の一つとして大手国有企業が重工業の根幹を形成している。資源集約型の重工業は民間企業が担うことができない。資源と資金の調達に限界があるからである。一方、部品メーカーをみると、日々激しくなる市場競争のなかで、硬直的な国有企業体制では勝ち残ることができない。したがって、国有の中小部品メーカーが1995年以降次第に民営化され、同時に郷鎮企業も成長し、裾野産業の主役になったのである。たとえば、自動車部品の最大手である浙江省の「万向節」はかつての郷鎮企業から成長してきたものである。江蘇省南部にも数多くの機械部品メーカーが育っている。

中国が産業構造の高度化を図るためには、大手国有企業が担う重厚長大産業の研究開発を強化し、国際競争力を強めていかなければならない。これまで大手国有企業は諸外国から技術を導入してきた。国内市場においては、それなりの競争力を維持することができたが、国際市場における競争では十分に戦えるレベルに至っていないのは事実である。

中国政府は産業構造の高度化と産業の国際競争力の強化を図るために、いくつかの重要な公文書を公布している。2005年12月20日、国務院は「産業構造調整促進の暫定規定」を公布した。また、2006年2月9日「国家中長期的な科学と技術発展規画綱要」が発表された。さらに、2006年3月14日に閉幕した全人代で「国民経済と社会発展の第11次5カ年規画綱要」が採択された。

第11次5カ年計画は2006年～2010年までの経済成長のビジョンを示すものである。それを受けて、産業構造調整の暫定規定は資源配分の効率化と産業構造の高度化を図るものとなっている。さらに、科学技術の中長期的な発展規画綱要は研究開発を強化するための指針である。

これまで中国の産業政策について、「国家重点的奨励発展産業、製品と技術の目録」（2000年、国家計画委員会と国家経済貿易委員会）が公布されていた。また、「落後生産能力、技術と製品の淘汰に関する目録」と「工商投資に係る重複投資の制限目録」（いずれも国家経済貿易委員会）が公布・施行されていた。今回の暫定規定の発表に伴い、これまでの目録や政策はすべて撤廃し、新たな産業政策に準じて産業構造の高度化を図るものとされる。

暫定規定にはいくつかのポイントが盛り込まれている。

第1に、第1、2、3次産業のそれぞれの位置づけについて、農業が基礎、ハイテク技術が牽引役、インフラ産業がサポート役となってサービス業が全面的に発展するというアジェンダである（暫定規定第1章第3条）。このなかで、サービス業の発展が強調されていることに注目したい。先進諸国の経済はもとより、ほかの途上国に比べても、中国のサービス業のウェイトは低すぎると思われる。

第2に、産業構造を調整するために、自主的な研究開発を強化する。そのなかでとくに、市場メカニズムに基づいて企業が主役となった「産学研」（日本では産官学というが、中国では、産業、大学と研究機関の協力を意味する）の研究体制を構築する。

第3に、工業化に向けて、情報化、ハイテク化、省エネ、環境への配慮、安全保障、人的資源の比較優位などをキーワードに経済発展モデルの転換を図る。これは一言でいえば、循環型経済成長を目指すということである。

問題はこれらの基本方針をいかに実現するかである。

たとえば、農業については古い農業を近代的な農業に転換させるとしているが、農民の教育水準を向上させないとそれは実現されない。また、エネルギーについては、石炭を基礎とする多面的なエネルギー供給と消費構造を構築するとしているが、省エネとエネルギー効率の向上に向けてインセンティブ付与が欠かせない。交通運輸インフラ整備について、効率的なネットワーク化が提起されているが、グランドデザインを欠いたインフラ整備は必ずといっていいほど重複投資が生じ、経済効率は逆に低下する恐れがある。水資源の利用について、水資源不足という現実を考えて、その利用の効率化が求められている。しかし、現実的には水不足が深刻化する一方、産業や企業によって水の無駄遣いが横行している。ここで重要なのは、政府行政はどのような手段を以って企業の経営ビヘイビアを変えるかである。

今回の産業政策に係る暫定規定においてとくに強調されている点は、独自の研究開発を強化し、中国独自のブランドを構築することである。中国の対外輸出は50%以上が外資によるものであり、機械電機などの高付加価値品の輸出はほとんど外資系企業のものである。中国企業はこれまでのところ外資からの技術の習得に重点を置いてきた。独自の研究開発よりも、既存技術を習得することは中国企業にとってより多くの利益が得られる。

しかし、知的財産権の保護は2007年から市場の全面開放が予定されるなか、これ以上先送りすることはできなくなった。ロイヤリティの受け取りと支払いのバランスは中国にとってすでに大きな赤字となっている。外資系企業の知的財産権の保護を徹底すれば、ロ

イヤリティの支払いはさらに膨らむことが考えられる。要するに、中国はその退路がすでに断たれ、自らの技術開発を行わなければならなくなった。

研究開発の強化の数値目標として、R&D 支出の GDP 比を 2.5%に引き上げるとしている（科学技術の中長期的な発展規画綱要）。同時に、技術の対外依存度を 30%以下に抑える。中国人の発明や特許申請および科学研究論文の引用は世界でトップ 5 に入ることが目標として掲げられている。

一般的に、研究・開発は基礎研究と応用技術研究に分けられるが、中国企業は応用研究を重視する傾向が強く、基礎研究は政府系中国科学院などで取り組まれている。今回の科学技術の中長期的な発展規画綱要では、①機械設備とプラントの開発、②農業技術の開発（食料の安全保障）、③省エネなどのエネルギー技術の開発、④都市循環型技術開発、⑤重大疾患の予防技術開発、⑥国家安全保障技術と情報化技術の開発、⑦情報、バイオ、素材と宇宙技術の開発、⑧世界トップレベルの研究機関と大学及び企業の研究室（所）の強化、など具体的な内容が盛り込まれている。

今回の産業政策の暫定規定と科学技術の中長期的な綱要が実現されると、中国の技術レベルは大きくボトムアップするものと予想される。しかし、50 以上の重点的な研究プロジェクトはどのような研究体制で取り組むか、研究費用などを全て財政資金でまかなうことは到底できないうえ、基礎研究の成果を応用する技術開発の体制作りについても不透明な点が多い。研究開発において産官学の協力は重要だが、知的財産権の保護が不十分であるため、研究成果の享受について対立することもありうる。ここで注意すべき点は、科学技術の開発がすべて政府の関与のもとで行われることは必ずしも資源配分の効率化につながる。また、その透明性も確保しなければならないが、一部の専門家による独占状態が続く以上、基礎研究と応用研究が遮断され、最近では研究成果を偽る事件も起きている。